

番号	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 6 ページ 個所 10 申請関係書類	<p>納税証明書に関して、地方税については主たる事務所のある市町村の証明でよろしいでしょうか。</p> <p>また、前問が是の場合、主たる事務所がある市町村では未納税額がないことを証明する書類が発行されないのですが、直近年度分の納税証明書でよろしいでしょうか。</p>	<p>納税証明書については、お見込みの通りです。また時期につきましても直近年度分でお願いします。</p>
2	同上	<p>都道府県及び市町村民税（特徴・普徴）の未納のないことの証明書は、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、提出の対象となるのは印西市・白井市・栄町の従業員でしょうか。</p>	<p>国税→国税庁交付 都道府県及び市町村税→所轄の市・区役所、都道府県税事務所 固定資産税、軽自動車税→所轄の市・区役所 法人民税→所轄の都道府県税事務所 上記でご確認ください。 なお、本社、本店のある所轄の証明書を添付お願いします。</p>
3	募集要項 6 ページ 個所 11 申請に係る注意事項	<p>「記入欄の行数の増減以外変更は認めません」とありますが、フォント、フォントサイズ、余白等の書式については、変更してもよろしいでしょうか。</p> <p>また、現地説明会時に、「社名の記入はしないように」というご説明がありましたが、全様式において団体名等の記入欄以外では社名を出さない、あるいは黒塗りにするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、MS 明朝、様式内の文字と同じ 10.5～12 ポイントとします。余白についても、左 25 mm、右 25 mm、上 25 mm、下 25 mm を原則としてください。 様式の社名の件につきましては、お見込みの通りです。</p>
4	募集要項 3 ページ 4. 指定期間	<p>「ただし、組合と指定管理者との協議により期間を延長することも可能とします」とありますが、新クリーンセンターの整備進捗次第で延長の可能性があるということでしょうか。あるいは、指定管理者側から延長を提案、協議いただけるということでしょうか。</p> <p>また、現時点で延長期間は最長どのくらい可能と見込まれますでしょうか。</p>	<p>新クリーンセンターにつきましては、令和 10 年度稼働を予定していますが、工事に遅れが生じた場合に延長の可能性があります。</p> <p>また、工事の遅れ以外の理由で、プールに係る指定管理の延長は考えておりません。</p> <p>なお、上記理由から延長期間の見込みは立てられません。</p>
5	募集要項 3 ページ 4. 指定期間	<p>3 年 6 カ月の指定管理期間から延長する可能性について、今回提出する提案内容や収支については</p>	<p>今回の指定管理者の公募は、3 年 6 カ月の期間で温水センターの指定管理をお願いするもの</p>

		<p>考慮する必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、令和10年より新クリーンセンターの供用が開始予定と現地説明会時に説明がありましたが、現クリーンセンターの閉業に伴い、印西温水センターも閉館になり、移転の予定はないのでしょうか。</p>	<p>ですので、延長する可能性について考慮していただく必要はありません。</p> <p>また現クリーンセンターの閉業に伴い印西温水センターについても閉館となり、移転の予定はありません。</p>
6	募集要項 9 ページ 15. その他 9 入退場システムおよび券売機について	<p>参考までに、現在の機種品番および契約内容をご教示ください。</p> <p>また、既存の券売機の契約を引継いで使用することは可能でしょうか。難しい場合、その理由についてご教示ください（故障している、新紙幣に対応できない等）。</p>	<p>現在の機種品番および契約内容については、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種品番 自動券売機（KA-Σ257SMP5-SEL）、窓口機発券機（ET-S500）。</li> <li>・契約内容 賃貸借契約（再リース）。</li> </ul> <p>また、既存の券売機の契約を引継いで使用することは可能でございます。</p>
7	指定管理者募集要項 参考資料 2 ページ 個所 利用者集計表	<p><b>【臨時休館について】</b></p> <p>令和元年度、令和2年度にかけ新型コロナウイルス感染症における臨時休館処置がなされているが、その期間の収入に対する補填行為は行われているか、また今後そのような事態が発生した場合には補填行為を検討されるのか、ご教示ください。</p>	<p>補填につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休館により発生した費用負担について、指定管理料とは別に組合側で負担いたしました。</p> <p>また、今後そのような事態が発生した場合の補填行為については、指定管理者側と協議していきたいと思っております。</p>
8		<p><b>【光熱水費について】</b></p> <p>昨今、世界情勢などが原因となり、電気代などの光熱水費が高騰しているが、現指定管理期間内において、予算を超えた費用に対する補填行為はなされているか、また今後そのような事態が発生した場合は補填行為はなされるのか、ご教示ください。</p>	<p>現指定期間内の補填につきましては、指定管理者と協議中であります。</p> <p>また、基本的に光熱水費の高騰による費用の補填は考えておりませんが、社会情勢の著しい変化などによる高騰が生じた場合、補填に対する協議に応じることはございます。</p>